

あすなろ保育園 重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」に基づいて、当施設が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 施設運営者

名 称	社会福祉法人若葉会
所 在 地	さいたま市見沼区南中野582
電 話 番 号	048-684-6132
代 表 者 氏 名	理事長 井上 義則

2 施設の目的及び運営の方針

施 設 の 目 的	あすなろ保育園は、児童福祉法に基づく児童福祉施設として、保育を必要とする乳幼児を受け入れ、保育事業を通して子ども達の健全な発達を図ることを目的に運営されています。
運 営 方 針	入所する子どもの最善の利益を守り、最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。また、保育の専門性を発揮する中で、子どもの状況や発達過程を踏まえ、養護と教育を一体的に行うとともに、入所児童の保護者及び地域の子育て家庭への支援を行います。

3 提供する保育の内容

名 称	あすなろ保育園
所 在 地	さいたま市見沼区南中野582
電 話 番 号	048-684-6132
認 可 年 月 日	昭和53年4月1日
施 設 長 氏 名	井上 義則
職 員 数	37人
取扱う保育事業の種類	一時保育、障害児保育、子育て支援センター事業

4 職員の職種、員数及び職務の内容

職 種	員 数	職 務 の 内 容
施 設 長	1人	園の業務の統括。
保 育 士	30人	保育に従事し、その計画の立案・実施・記録を行う。
保 健 師	1人	園児の健康管理と園全般の衛生管理を行う。
看 護 師	1人	園児の健康管理と園全般の衛生管理を行う。
栄 養 士	1人	給食献立作成他全般管理と栄養指導業務を行う。
調 理 員	2人	給食調理業務を行う。
事 務 員	1人	事務全般を行う。
保育支援員	1人	保育に係る周辺業務を行う。

5 保育の提供を行う日及び時間・提供を行わない日

開 所 日	月曜日から土曜日まで	
開園時間	標準時間	7時30分から18時30分まで
		延長保育（土曜日を除く）は18時30分から19時30分まで
	短時間	8時30分から16時30分まで
		延長保育は7時30分から8時30分まで又は16時30分から18時30分まで 18時30分を超える延長は標準時間に準じる
休園日	標準時間	日曜日・祝祭日及び12月29日から1月3日まで
	短時間	

6 利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及び金額

種 類	理 由・金 額
保 育 料	保育料はさいたま市が決定します。
延 長 保 育 料	延長保育を利用する場合の利用者負担 （保育標準世帯）1か月当たり3,000円 （保育短時間世帯）1か月当たり1,000円（18時30分以降利用は3,000円加算）
実 費 徴 収	給食提供に係る米代、食材料等の経費の負担 主食代（3歳児以上）として1か月当たり1,000円 副食代（3歳児以上）として1か月当たり4,500円
上 乗 せ 徴 収	なし

7 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

年 齢	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	合 計
定 員	12人	16人	18人	20人	22人	22人	110

8 施設の利用の開始及び終了に関する事項・利用に当たっての留意事項

事 項	内 容
欠席の連絡や送迎について	<p>(1) 欠席や遅刻の連絡は朝9時までにお願ひします。また、都合で帰りのお迎えが遅れる場合は早めに園に電話を入れてください。「園外保育」の日は、午前8時40分までに登園してください。園外保育は、園日よりでお知らせします。</p> <p>(2) 保護者を伴わない登園はできません。お迎えが保護者以外の方や通常のお迎えの方以外になる場合は、保護者自身が、事前に迎えに来られる方の名前や特徴・服装等を連絡してください。また、園児のきょうだいによる送迎はできません。</p>

<p>投 薬 に つ い て</p>	<p>(1)園で薬を飲ませることは原則できないことになっています。やむを得ず薬を持参する場合は、1回分ずつとし、1つずつ日付、名前、薬の種類を記入したものを、ジッパー付きの袋に入れ、所定の「与薬依頼書」とともに職員に手渡ししてください。</p> <p>(2)シロップなどで数回分入ったままで持参された場合は、事故を防ぐため受け取れませんので、必ずご家庭で1回分を小さな容器に移して持参してください。</p> <p>(3)預かることができるのは医療機関からの処方薬であって、保護者の判断で持参した市販の薬は預かることができません。また、解熱剤、座薬、鎮痛剤も預かることができません。</p> <p>(4)医療機関では、与薬の必要な場合、日中は保育園に通っていることを医師に伝えてください。</p>
<p>嘱託医・嘱託歯科医について</p>	<p>嘱託医による保育園内での内科健診・歯科検診を行っています。結果は『健康の記録』でお伝えします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医：夢眠ホスピタルさいたま 内藤嘉彦医師 さいたま市大宮区堀之内町2-564 ・歯科嘱託医：小池歯科医院 小池裕医師 さいたま市見沼区南中野 432-5
<p>健康 管 理 に つ い て</p>	<p>(1)ご家庭でお子さんの健康上に変わったことがあれば、担任または受け入れの職員にお知らせください。登園時に症状の改善がないときは受け入れができませんので、速やかに医療機関を受診するなどの対応をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発熱、嘔吐や下痢 ・機嫌が悪い、元気がなく顔色が悪い ・通院した場合は病院名、病状や症状 <p>(2)保育中にお子さんの体調が悪くなったときには、園より連絡いたしますので、速やかにお迎えをお願いいたします。全身症状から、熱が高いなどの症状がなくても連絡する場合がありますのでご協力をお願いいたします。</p> <p>(3)持病のあるお子さんは必ず入園の際にお知らせください。(アレルギー、けいれん、心臓病、喘息など)感染症と診断されたときは、園での集団感染を防ぐため登園できません。治って登園するときには、医師の治癒証明が必要です。 〔感染力のある期間〕に配慮し、子どもの健康</p>

	回復状態が、園での集団生活に支障がない状態になってからの登園をおねがいします。
--	---

9 緊急時等における対応方法

- (1) 保育実施中に、容態の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、囑託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承ください。

10 非常災害対策

消 防 計 画 作 成 (変 更) 届 出	見沼消防署 令和3年1月8日 防火管理者 氏名 井上直美
避 難 訓 練	火災及び地震を想定した避難訓練(月1回)を実施します。年1回、消防署立会の火災避難訓練を行います。
防 災 設 備	自動火災報知設備、消防通報火災報知設備、非常警報器具及び設備、避難器具(非常階段、非常滑り台)、警察直通通報装置、防犯カメラ、誘導灯及び誘導標識、ガス漏れ報知機、その他カーテン・敷物・建具等の防災処理
避 難 場 所	第1 避難場所：園庭または隣接公園 第2 避難場所：大宮八幡中学校

11 自然災害・風水害発生時の臨時休園の判断等

保育所等の所在地において、さいたま市等から「警戒レベル3以上」が発令された場合は、臨時休園の対応をとる場合があります。

12 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 設置者及び職員は当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
- (2) 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。
- (3) 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために、CAP研修に職員派遣、受講させています。

13 その他保育施設の運営に関する重要事項

事 項	内 容
-----	-----

年間行事計画	別紙のとおり
主な1日のスケジュール	別紙のとおり
食事の提供	<p>(1) 給食およびおやつは、献立表に基づき、自園で調理しています。献立表は毎月1日、園だよりと一緒に配布しますのでご覧ください。</p> <p>(2) 3才以上児（幼児クラス）は、主食費として月額1,000円、副食費として月額4,500円の負担があります。（同一月中に連続して10日以上登園しなかった場合は主食費・副食費の1/2を減額し、全日登園しなかった場合は全額免除になります。）</p>
保護者会	<p>在園する保護者の自主的な組織として、保護者会が運営されています。保護者会では主に行事の実施や園行事への協力を通して、園児の園生活を支える活動をしています。保護者会への加入は任意です。</p>
健康診断	<p>(1) 嘱託医による保育園内での内科健診・歯科検診を行っています。結果は『健康の記録』でお伝えします。</p> <p>(2) 年間保健計画は次のとおりです。</p> <p>①嘱託医による内科検診：年2回（7月、11月）</p> <p>②嘱託歯科医による歯科検診・歯磨き指導：各年1回（6月、10月）</p> <p>○身体測定（身長・体重）：毎月1回</p>
自己評価・第三者評価	<p>保育園は、自らの保育実践と子どもの育ちを振り返り、次の保育に向けて改善を図り、保育の質を向上させるため自己評価を行っています。また、第三者評価の受診にあたっては、その結果を公表します。</p>
職員研修の実施状況	<p>質の高い保育の提供のため、研修の充実に努め、職員の資質および職員全体の専門性の向上に努めています。1.関係機関・団体主催研修への参加、2.行政主催研修への参加、3.園内研修の実施</p>
損害賠償保険の加入	<p>園等に法律上の賠償責任が発生した場合の賠償金に対応するため、全国私立保育園連盟保険制度賠償責任保険に加入しています。</p>
相談・苦情窓口	<p>提供する保育に関する保護者からの相談・苦情に適切に対応するため、相談(苦情)解決責任者・受付担当者及び第三者委員を設置して、保護者からの相談・苦情の解決に努めています。</p>

個人情報の取り扱い	業務上知り得た園児・保護者に関する個人情報並びに秘密事項の保持に関し、「あすなろ保育園における個人情報保護に関する方針」に基づき、管理責任者のもとで厳重な対策を実施し、適切に個人情報の管理にあたっています。
-----------	---